

平成28年度

第1回 阿賀野市入札監視委員会

平成28年9月29日（木）

阿賀野市総務部管財課

平成28年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

- 1 日 時 平成28年9月29日（木） 午後2時～午後3時15分
- 2 場 所 阿賀野市役所 303会議室
- 3 委 員
入札監視委員 佐伯竜彦委員長、磯部 亘委員、本間康子委員、佐藤哲雄委員
- 4 傍聴者 3名（報道機関）
- 5 議 事

開 会

委員長あいさつ
- 6 議題
 - (1) 期間内の発注状況等報告
 - ・期間内の工事総括について（対象期間：28年2月～7月）
 - ・発注方式別工事等について（対象期間：28年2月～7月）
 - ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について
(対象期間：28年2月～7月)
 - (2) 抽出案件の審議（詳細は別紙のとおり）
 - ・制限付一般競争入札 2件
 - ・通常指名競争入札 1件
 - ・随意契約 1件
 - (3) その他
 - ・次回抽出委員の選出 佐藤哲雄委員

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

<p>「質問・意見」</p> <p>問 1) 一般競争入札の落札率が高い理由はなにか。</p>	<p>「回答」</p> <p>答 1) 業者の積算精度が高くなってきており、予定価格に近い金額で応札してくるためと思われます。また、土木工事は積算の精度の向上、建設工事では資材の高騰が考えられ、これらが落札率の上昇につながっているのではないかと推測しています。</p>
---	--

発注方式別工事等について

<p>質疑等なし</p>	
--------------	--

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>質疑等なし</p>	
--------------	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-7	学教工第 6号	安田中学校 校屋内体育館天井 改修工事	建築	(株)坂詰組	33,480,000	97.98%	学校教育課	9
A-8	学教工第 7号	保田小学校 校屋内体育館天井 改修工事	建築	(株)坂詰組	33,912,000	98.98%	学校教育課	9
<p>抽出理由【類似工事であるため】</p> <p>「質問・意見」</p> <p>問1) 建物は違うが、施工地区・入札参加者数・請負業者が同じであり落札率も似ているため、この2件は何か関連性があるのか。</p> <p>問2) 2件の入札参加業者(9者)は同じ業者なのか。</p> <p>問3) 同時期の発注で、工期も似た期間だと思うが、同じ業者が請負って大丈夫なのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>答1) 工事に関連性はありません。</p> <p>答2) 同じ業者が入札に参加しています。</p> <p>答3) 配置技術者を配置できれば可能です。</p>			

通常指名競争入札 (C) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-16	下水第9号	上高関50号舗装復旧工事	舗装	(株)加賀田組 下越営業所	3,229,200	61.27%	下水道	8
<p>抽出理由【落札率が低いため】</p> <p>「質問・意見」</p> <p>問1) 低い落札率となっているのはなぜか。</p>					<p>「回答」</p> <p>答1) 指名された業者は専門機械を自社で保有しており、このような単純な舗装工事は低コストで仕上げられるため、入札金額も下げられたものと思われます。</p>			
C-31	学教工第14号	保田小学校増築工事	建築	(株)研創	73,980,000	97.73%	学校教育課	10
<p>抽出理由【契約金額が高額なため】</p> <p>「質問・意見」</p> <p>問1) この工事に限ってではないが、全体を見ると安田地区の工事は同地区の業者が請負っているように見えるが、安田地区には取決め等があるのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>答1) そのような取決めはありません。</p>			

随意契約 (D) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	見積業者数
D-11	農畜第 2号	グリーンアク アセンターエコ ハース`解体点検 ・応急修 繕	機械器具 設置	(株) キセ キ信越	2,354,400	100.00%	農林課	1
<p>抽出理由【落札率 100%のため】</p> <p>「質問・意見」</p> <p>問1) 落札率 100%の理由はなぜか。</p>					<p>「回答」</p> <p>答1) 本案件は攪拌機の解体作業を伴う特殊性 が非常に高い緊急修繕であったため、予定価 格は定める必要はなかったが、1者随意契約 のため当該業者と価格交渉を進めることを前 提に設定した。当該業者と価格交渉を進めま したが、結果は同額となりました。</p>			